

## 1 適正・公平な課税の推進

## ～ 悪質な納税者には厳正な調査を実施する一方で、その他の納税者には簡易な接触も実施 ～

国税庁では、様々な角度から情報の分析を行い、不正に税金の負担を逃れようとする悪質な納税者に対しては、適切な調査体制を編成し、厳正な調査を実施することとしています。

一方で、その他の納税者に対しては、文書や電話での連絡などによる簡易な接触も行うなど、限られた人員等をバランスよく配分し、効果的・効率的な事務運営を心掛けています。

## ■ 実地調査の件数

(単位：千件)

税目	事務年度	H28	H29
申告所得税		70	73
法人税		97	98
消費税		130	132
相続税		12	13

## ■ 実地調査における追徴税額

(単位：億円)

税目	事務年度	H28	H29
申告所得税		819	947
法人税		1,732	1,948
消費税		1,030	1,021
相続税		716	783

## ～ システムを活用した調査選定、資料情報の効率的な収集体制を整備 ～

国税庁では、データベースに蓄積された所得税や法人税の申告内容や事業者から法令に基づいて提出された支払調書をはじめとする各種資料情報を分析するなど、調査選定にシステムを活用しています。

また、活用効果の高い資料情報を効率的に収集するために、資料収集の専門部署を設置するなどの体制整備に取り組んでいます。

## (1) 調査において重点的に取り組んでいる事項

## ～ 資産運用の多様化・国際化を念頭に置いた調査を実施 ～

増加する海外への投資や海外取引などについて、国外送金等調書をはじめとする資料や海外当局との租税条約等に基づく情報交換制度などによって得た情報を活用し、実態解明を行い、深度ある調査を実施しています。

特に、富裕層については、多様化・国際化する資産運用から生じる運用益に対して適正に課税するとともに、将来の相続税の適正課税に向けて情報の蓄積を図っています。

## ◎ 海外資産等の申告除外・国際的租税回避を把握した事例

- 租税条約に基づく自動的情報交換資料等を活用し、海外に秘匿していた預金に係る利子などの申告漏れを把握
- いわゆるタックスヘイブンに設立したペーパーカンパニーを介して取引を行い、税負担を軽減していた事実を把握

※上記の事例の詳細については、国税庁ホームページの「国際戦略トータルプランー国際課税の取組の現状と今後の方向」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/strategy/index.htm>)をご覧ください。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ～ 消費税の適正課税の確保のため、十分な審査と調査等を実施 ～

消費税は、税収の面で主要な税目の一つであり、国民の関心も極めて高いことから、一層の適正な執行に努めています。

特に、虚偽の申告により不正に還付金を得ようとするケースについては、調査などを通じて還付原因となる事実関係を確認し、その防止に努めています。

また、社会的に問題となっている金密輸に伴う輸入消費税の脱税への対応についても、税関当局との一層の連携を図っています。

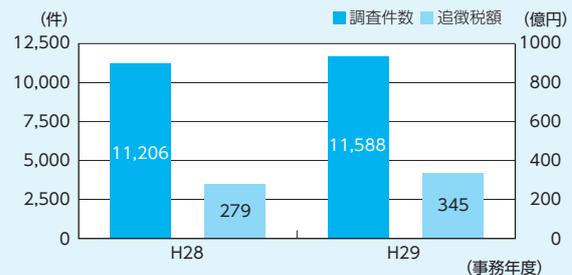
### ◎ 消費税の調査事例

- 虚偽の契約書を作成し、架空の課税仕入れを計上する手口で、不正に消費税の還付を得ようとしていた事実を把握
- ゲームアプリの配信を行っている国外事業者の消費税が無申告となっている事実を把握

## ～ 資料情報を活用し、的確に無申告者を把握 ～

無申告は、申告納税制度の下で自発的に適正な納税をしている納税者に強い不公平感をもたらすことになるため、資料情報の更なる収集・活用を図るなどし、的確に無申告を把握し、積極的に調査を実施しています。

■ 無申告の調査状況（所得税・相続税・法人税）



### ◎ 無申告の調査事例

- 社員が自身のホームページに企業広告等を掲載することにより得ていた収入（アフェリエイト収入）に関して、給与とあわせて確定申告をする必要があったが、無申告だった事実を把握
- 多額の利益が生じていることを認識しながら、作成していた書類を意図的に破棄し、税務申告を不正に逃れていた事実を把握

## ～ 納税者の主張を正確に把握し、適正な課税処理を遂行 ～

調査に当たっては、納税者の主張を正確に把握し、的確な事実認定に基づいて十分に法令面の検討を行った上で、適正な課税処理を行うよう努めるとともに、法令に定められた手続の遵守を徹底しています。

## コラム6 シェアリングエコミー等新分野の経済活動への的確な対応

近時、シェアリングエコミー等の新分野の経済活動が広がりを見せている中、国内のみならず、国際的にも、適正課税の確保に向けた取組や制度的対応の必要性が課題として共通認識されています。

国税庁としては、こうした分野に対する適正申告のための環境作りに努めるとともに、情報収集を拡充しております。これにより、課税上の問題があると見込まれる納税者を的確に把握し、適正な課税の確保に向けて、行政指導も含めた対応を行ってまいります。

今般、こうした取組を国税庁における重要課題の一つとして推進していくにあたり、その取組内容を公表することとしました。

本取組の詳細な内容は、国税庁ホームページ「シェアリングエコミー等新分野の経済活動への的確な対応」([https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingueconomy\\_taiou/pdf/01.pdf](https://www.nta.go.jp/information/release/kokuzeicho/2019/sharingueconomy_taiou/pdf/01.pdf))をご覧ください。

## (2) 調査以外の手法の活用

### ～ 実地調査以外にも様々な取組を実施 ～

国税庁では、限られた人員等の中で適正かつ公平な課税を確保するため、実地調査以外にも様々な取組を実施し、幅広い納税者に自発的な適正申告を促すなど、効果的・効率的な事務運営に努めています。

#### ◎ 納税者の自発的な納税義務の履行を確保するための取組

- 審査の結果、計算誤りや法令の適用誤りがあると思われる者や、国税庁の蓄積情報などから無申告が想定される者に対し、文書や電話での連絡を行い、申告書の自主的な見直しや提出を呼び掛ける取組
- 申告においてご留意いただきたい事項を、国税庁ホームページ等により周知し、適正申告を促す取組

## 協力的手法による取組

大企業の適正申告に向けた自発的な取組を後押しするため、協力的手法による税務コンプライアンスの維持・向上を図る取組を実施しています。

#### ● 税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大企業に対する調査の機会を利用して、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認するとともに、国税局幹部と経営責任者等の間で意見交換を行い効果的な取組事例を紹介するなど、その充実に向けた働き掛けを行っています。

また、税務に関するコーポレートガバナンスの状況が良好等一定の場合には、次回の調査時期を延長し、その分の調査事務量をより調査必要度の高い大企業に振り向けています。

この取組により、国税庁においては、限られた人員をより効果的に活用できるようになるとともに、企業側では不適切な税務処理が発生するリスクや税務調査対応の負担が軽減するといったメリットが生じるものと考えています。

本取組における判定項目別の評価結果などの詳しい内容は、国税庁ホームページ「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/cg.htm>)をご覧ください。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ● 大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

### ～ 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表 ～

国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果から、誤りが生じやすいと認められる事項を表形式に取りまとめた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページ「申告書の自主点検と税務上の自主監査」に関する情報（調査課所管法人の皆様へ）」(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/tk.htm>) に掲載しています。

提出直前の申告書の自主点検、申告書を作成される前の決算調整事項や申告調整事項の把握漏れ等の自主監査に活用することにより、申告書誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクが軽減されるものと考えています。

## ● 移転価格税制に関する協力的手法による取組

「移転価格ガイドブック～自発的な税務コンプライアンスの維持・向上に向けて～」(平成29年6月) (<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kokusai/itenkakakuzeisei/index.htm>) を公表し、移転価格税制に関する納税者の予測可能性及び行政の透明性の向上に努めています。

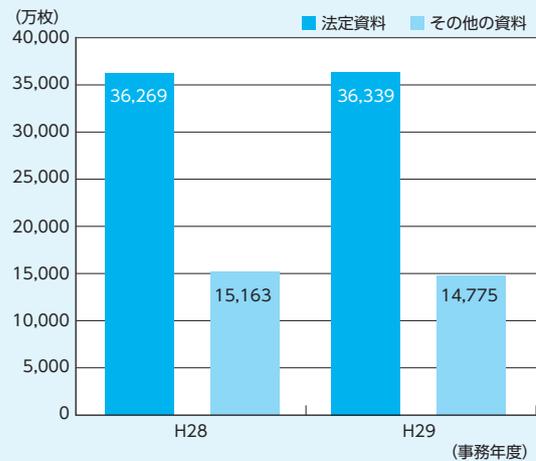
## (3) 資料情報

### ～ 的確な調査・指導に活用するため、あらゆる機会を通じて資料情報を収集 ～

国税庁では、給与所得の源泉徴収票や配当等の支払調書などの法定調書のほか、調査の際に把握した情報など、あらゆる機会を通じて様々な資料情報の収集を行い、的確な調査・指導に活用しています。

特に、経済取引の国際化、ICT化等の進展や不正形態の変化に常に着目し、新たな資産運用手法や取引形態を把握するため、海外投資や海外企業との取引に関する情報、シェアリングエコノミー等新分野の経済活動に関する情報などの資料情報の収集に取り組んでいるところです。

■ 資料情報の収集枚数



## (4) 査察

### ～ 悪質な脱税者の刑事責任を追及 ～

査察制度は、悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて、適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することを目的としています。

### ～ 社会的波及効果の高い事案への積極的な取組 ～

平成30年度においては、現下の経済社会情勢を踏まえ、消費税受還付事案、無申告ほ脱事案、国際事案、市場が拡大する分野における事案など、社会的波及効果が高いと見込まれる事案を重点事案として積極的に取り組み、多数の事案を告発しました。

特に、消費税受還付事案は、過去5年間で最も多い16件を告発しました。

#### ◎ 平成30年度告発事例

##### 免税店(輸出物品販売場)制度を悪用した不正受還付事案を告発

高額な腕時計の仕入れを装い架空仕入(課税取引)を計上するとともに、その仕入商品を輸出物品販売場の許可を受けた免税店で外国人旅行者に販売したように装い架空免税売上を計上する方法により、不正に消費税の還付を受けようとしていました。

#### ■ 査察調査の状況

	着手件数	処理件数	告発件数	脱税総額 (うち告発分)	1件当たり脱税額 (うち告発分)
平成29年度	174件	163件	113件	13,509百万円 (10,001百万円)	83百万円 (89百万円)
平成30年度	166件	182件	121件	13,999百万円 (11,176百万円)	77百万円 (92百万円)

※ 脱税額には、加算税を含みます。

#### ■ 査察事件の一審判決の状況

	判決件数 ①	有罪件数 ②	有罪率 ②/①	実刑判決 人数③	1件当たり 犯則税額④	1件当たり 懲役月数⑤	1人(社)当たり 罰金額⑥
平成29年度	内5 143件	内5 143件	100.0%	内4 8人	62百万円	14.7月	15百万円
平成30年度	内5 122件	内5 122件	100.0%	内2 7人	61百万円	14.3月	14百万円

※1 表中の内書は他犯罪との併合事件を示しています。  
 ※2 ④～⑥は、他の犯罪との併合事件を除いてカウントしています。

#### ◎ 平成30年度に実刑判決が出された事例

##### 最も重い実刑判決は、査察事件単独に係るもので懲役4年6月

美容関連製品の輸出販売会社が、架空の国内仕入(課税取引)及び架空の輸出売上(免税取引)を計上する方法により、不正に多額の消費税の還付を受けた査察事件で、同社の代表者に対し、懲役4年6月の実刑判決が出されました。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ～ 脱税によって得た不正資金の留保状況 ～

脱税によって得た不正資金の多くは、現金や預貯金として留保されていましたが、その他に、有価証券、居宅、暗号資産(仮想通貨)、金地金、ブランド品の取得費用、親族や特殊関係人への援助資金、ギャンブル等の遊興費などに充てられていた事例もみられました。

また、不正資金の一部が、海外の預金口座で留保されていたほか、海外における投資、コンドミニアムの取得費用、遊興費(カジノ)などに充てられていた事例がありました。

## 過去に査察調査により把握した隠し財産の事例

居宅物置のカーペット下に隠された床下収納庫設置の金庫内で現金を発見



## コラム7 査察制度70年の歩み

査察制度は、昭和23年7月に大蔵省(現、財務省)主税局と各財務局に査察部が設置されたことに始まり、平成30年7月に70周年を迎えました。

創設当初には、終戦直後のインフレに伴う利得者の所得捕捉に重点が置かれていましたが、その後の経済・社会の安定や制度についての様々な議論を経て、今日の「悪質な脱税者の摘発」という理念を確立し、わが国における申告納税制度の「最後の砦」として、その定着に大きな役割を果たしてきました。

この70年間は、その時々々の経済・社会状況の変化に的確に対応しながら、社会的波及効果の高い脱税事案の摘発に取り組んできました。

昨今の経済取引のICT化・国際化等に対応し、デジタルフォレンジック技術を活用したデータ解析、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に推進するなど、悪質な脱税者の摘発に努めています。

年月	事績	年月	事績
昭23.7	大蔵省主税局に査察部を新設 国税犯則取締法の改正 査察官500名でスタート	平元.4	消費税法施行
24.7	国税庁発足(査察課設置)	7	査察官の定員が1000名を超える
56.5	脱税犯の罰則引き上げ (懲役上限3年→5年)	22.6	脱税犯の罰則引き上げ (懲役上限5年→10年)
59.7	女性査察官を任命	23.8	故意の申告書不提出犯・消費税受還付未遂犯の創設
62.2	映画「マルサの女」封切	30.4	電磁的記録に係る調査手続を整備 (国税犯則取締法を国税通則法に編入)

## 2 確実な税金の納付

### (1) 自主納付態勢の確立

～ 年度内に納付された税金は約64.8兆円(年度内収納割合は98.9%) ～

申告された国税は、国庫に納付されて初めて歳入となります。平成29年度においては、税務署に申告された国税などの課税額(徴収決定済額)が約65兆5,000億円であったのに対し、このうち年度内に国庫に納付された税金(収納済額)が約64兆8,000億円となっており、その収納割合は98.9%でした。

～ 滞納を未然に防止 ～

滞納を未然に防止するために、前回の納付の際に期限を過ぎて納付した納税者には、あらかじめ文書で期限をお知らせし、期限までに納付のない納税者には、督促状を発付する前に電話で連絡して納付を促すなどの取組を行っています。

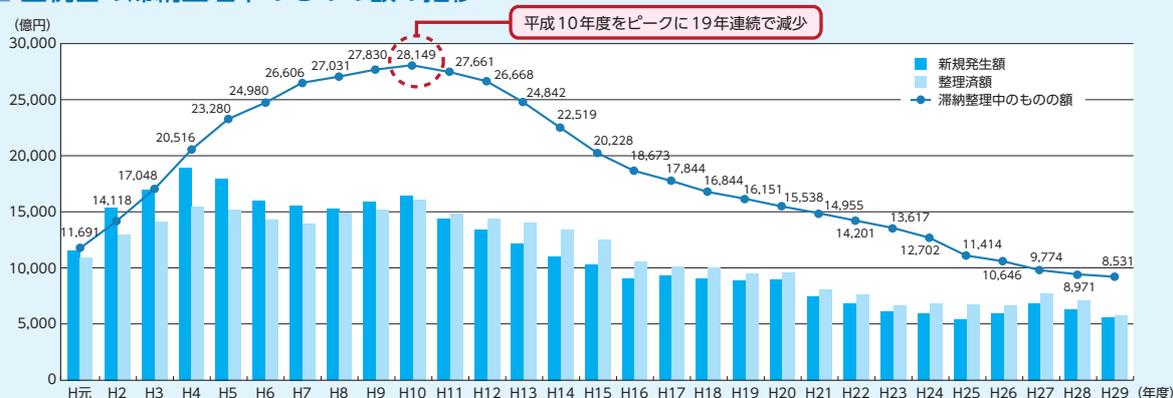
※ 滞納とは、国税が納期限までに納付されず、督促状が発付されたものをいいます。

### (2) 滞納の整理促進への取組

～ 滞納整理中のものの額はピーク時の30.3%に ～

平成29年度末時点の滞納整理中のものの額は8,531億円となっています。

■ 全税目の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。

※2 地方消費税を除いています。

滞納整理中のものの額は約0.9兆円と依然として高水準

⇒ 今後も組織を挙げて滞納の未然防止と整理促進に取り組む方針

滞納となった国税については、期限内に納付した大多数の納税者との公平性を確保する観点から、早期かつ確実に徴収することが求められますが、滞納処分の執行による徴収は、滞納者の権利・利益に強い影響を及ぼすため、以下を基本方針として、滞納の整理促進に取り組んでいます。

～ 滞納整理は滞納者個々の実情に即しつつ適切に対応 ～

滞納整理に当たっては、まずは、自主的な納付を促して納付の意思を確認するとともに、事業や財産・収支の状況など、滞納者個々の実情を十分に把握した上で、処理方針を決定します。

具体的には、滞納者から一括納付が困難との相談がある場合には、滞納者の置かれている状況を踏まえ、納税の猶予や換価の猶予などの納税緩和措置の適用を検討し、法令の要件に該当する場合は分割納付を認めるなど適切に対応しています。一方、納付約束の不履行を繰り返すなど、納税に対する誠実な意思が認められない場合には、財産の差押えや公売等の滞納処分を適時・適切に実施することとしています。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ～ 大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応 ～

大口・悪質滞納事案の滞納整理に当たっては、適正な納税義務の履行を確保する観点から、厳正かつ毅然とした対応を行っています。

特に、財産の隠蔽等により滞納処分の執行を免れようとする極めて悪質な事案については、滞納処分免脱罪<sup>1</sup>の告発を行うなど、厳正に対処しています。

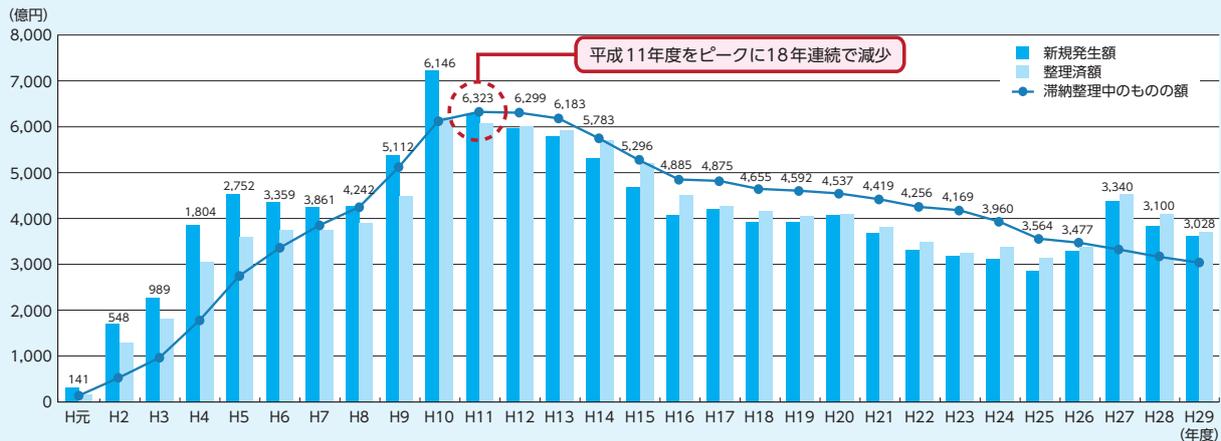
## ～ 処理困難事案に対する組織的な対応等 ～

①複雑な取引や②財産の移転を偽装しているなどの処理困難事案の滞納整理については、相当の事務量や高度な徴収技法が必要なため、①広域運営による支援や適時のプロジェクトチームの編成による滞納処分の実施など、組織的な対応を行うとともに、②国が原告となって詐害行為取消訴訟<sup>2</sup>等を提起するなど、法的手段を積極的に活用した滞納整理に取り組んでいます。

## ～ 消費税滞納事案の確実な処理 ～

消費税滞納を含む滞納事案については、新規発生時の早期着手を徹底するなど確実な処理を行い、その滞納残高の圧縮に取り組んでいます。

■ 消費税の滞納整理中のものの額の推移



※1 実数値は、滞納整理中のものの額を示します。  
 ※2 地方消費税を除いています。

## (3) 集中電話催告センター室

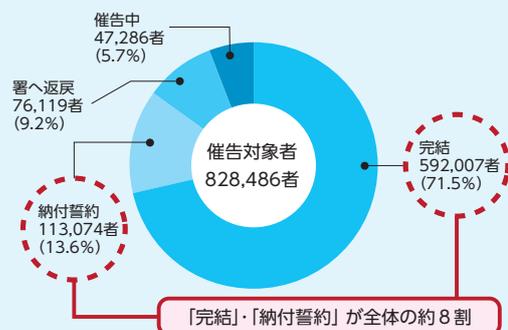
### ～ 効果的・効率的な電話催告の実施 ～

新規滞納事案は、集中電話催告センター室(納税コールセンター)で幅広く所掌し、システムを活用して、早期かつ集中的に電話催告等を行うことにより、効果的・効率的な滞納整理を行っています。

こうした取組により、平成29年7月から平成30年6月末までの1年間で、催告対象約83万者のうち、約59万者(71.5%)が完結し、約11万者(13.6%)が納付誓約となっています。

■ 集中電話催告センター室の滞納整理状況

平成29年7月から平成30年6月末までに電話催告の対象となった828,486者のうち、完結に至ったのは592,007者となっています。



1 差押えなどの滞納処分を免れる目的で、財産の隠蔽などを行った場合は、3年以下の懲役又は250万円以下の罰金が科されます。  
 2 詐害行為取消訴訟とは、滞納者と第三者との間における債権者(国)を害する法律行為(詐害行為)の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して滞納者に復帰させるための訴訟をいいます(国税通則法第42条、民法第424条参照)。

## (4) インターネット公売

### ～ インターネット公売で約800物件を売却 ～

国税庁では、滞納処分により差し押さえた財産について、民間のオークションサイトを利用したインターネット公売を実施しています。インターネット公売は、参加者が公売会場に出向く必要がなく、公売の期間中は、24時間インターネット上で買受申込みをすることができるなど利便性が高く、より多くの参加者を募ることができるため、差し押さえた財産の高価・有利な売却に役立っています。

平成30年度は、6回のインターネット公売を実施しました。その結果、延べ約4千人の方の参加があり、自動車、宝飾品、不動産など約800物件が売却され、その売却総額は約4億円となっています。

#### ■ 過去にインターネット公売で売却した財産の例



## (5) 的確かつ効率的な債権債務の管理

### ～ システムの高度活用で的確かつ迅速な処理を実施 ～

納税申告や還付申告によって大量に発生する国税の債権債務の管理業務を、システムを有効活用して的確かつ効率的に処理を行っています。

また、年間約4,309万件の税金の納付を効率的に処理するため、日本銀行における納付書のOCR処理(光学式文字認識処理)<sup>1</sup>や、所得税と個人事業者の消費税における振替納税<sup>2</sup>に加え、電子納税やダイレクト納付を導入して事務作業の合理化を図っています。還付金の支払についても、振込処理をオンライン化して効率的かつ迅速な処理に努めています。

1 「OCR処理(光学式文字認識処理)」とは、納付書に記載された文字を電子データに変換することをいい、この電子データにより日本銀行と国税庁の間の連絡を行うことで、情報伝達の合理化・ペーパーレス化を図ることができます。

2 振替納税は、納税者があらかじめ指定した金融機関に、税務署から納付書を送付して預貯金口座から引き落として納付するという方法によって行われます。納付書を大量に金融機関に送付する必要がある場合には、この事務を効率的に行うため、金融機関に口座振替のためのデータを送付し、金融機関において口座振替の処理を行うとともに、その結果もデータで返却してもらうという処理を行います。

## 3 国際的な取引への対応

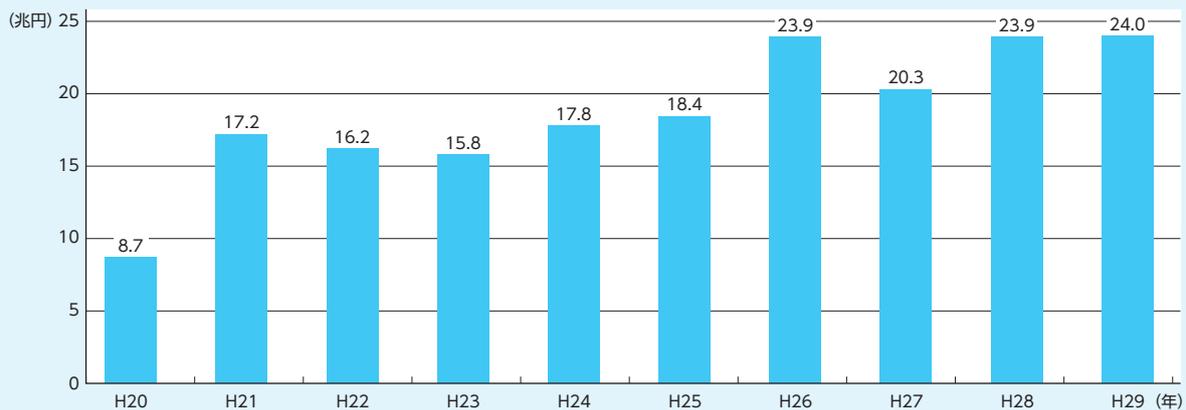
### (1) 背景

#### ～ 国際的な租税回避への国民の関心の高まり ～

近年、個人投資家の海外投資や企業の海外取引が増加するなど、経済社会がますます国際化しています。このような中、いわゆる「パナマ文書」などの公開、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、OECD(経済協力開発機構)が策定した共通報告基準(CRS:Common Reporting Standard)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換などにより、富裕層や海外取引のある企業による海外への資産隠しのほか、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避に対して、国民の関心が大きく高まっている状況にあります。

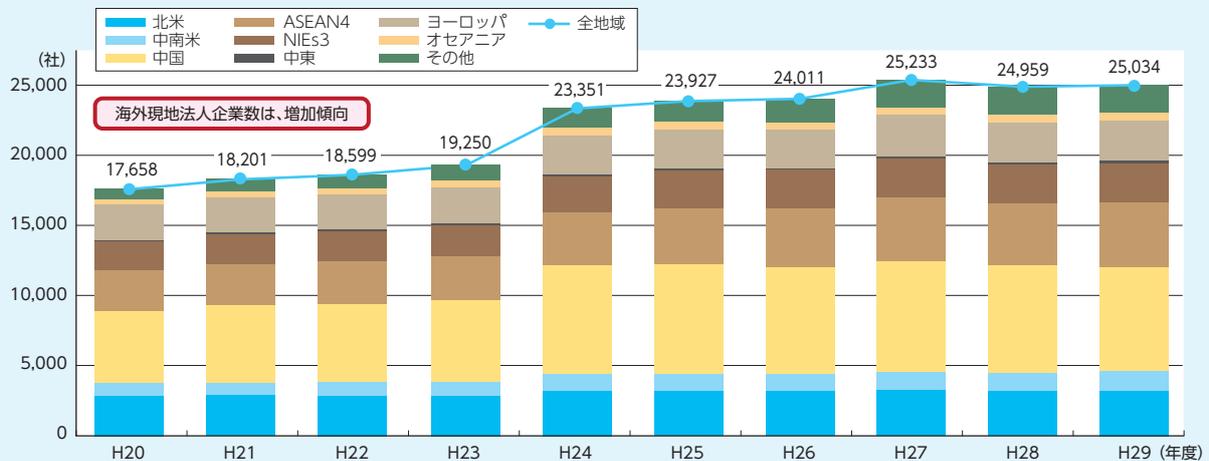
こうした状況を踏まえ、国税庁としては、国際的な動きも十分に視野に入れて適正・公平な課税を実現していくことが、国民からの信頼の確保につながるものと考えています。

#### ■ 家計部門からの海外投資(対外証券投資)金額



※ 数値については、平成30年6月の遡及改訂後のデータを掲載しています。  
(出典：日本銀行「資金循環統計」)

#### ■ 現地法人企業数の地域別推移



※ 1 「ASEAN4」はマレーシア、タイ、インドネシア、フィリピンを示します。  
※ 2 「NIEs3」はシンガポール、台湾、韓国を示します。  
(出典：経済産業省「海外事業活動基本調査」)

## コラム8 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況

国税庁では、国際課税への取組を重要な課題と位置付けており、平成28年10月に、国際課税の取組の現状と今後の方向を取りまとめた「国際戦略トータルプラン」を公表しました。

「国際戦略トータルプラン」の公表後も引き続き、積極的に国際課税への取組を進めてまいりましたが、平成30年9月には、日本でもOECDが策定した共通報告基準(CRS)に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換が開始されるなど、これまでと同様に、国民の関心は高い状況にあります。

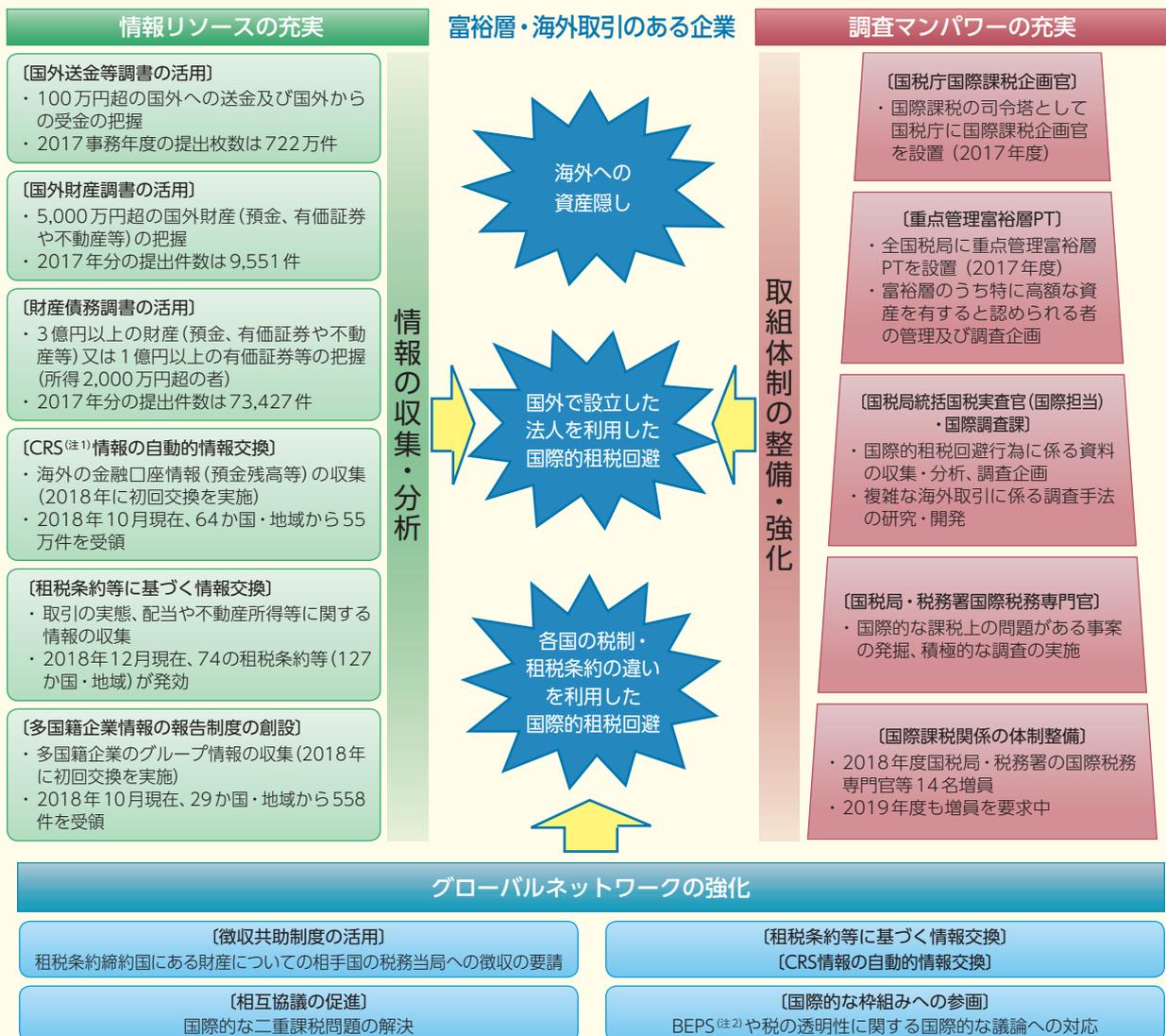
こうした状況から、平成29事務年度における「国際戦略トータルプラン」に基づく取組方針や具体的な調査等事例の公表に続き、平成31年1月に国際課税の取組状況を取りまとめた「『国際戦略トータルプラン』に基づく取組状況」を公表しています。

### ■ 「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況 (2019年1月版) (抜粋)

#### 2016年公表「国際戦略トータルプラン」に基づく取組状況 (2019年1月版)

#### 国税庁の方針

◎近年、経済社会がますます国際化している中で、「パナマ文書」等の公開、BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクトの進展、CRSに基づく非居住者金融口座情報(CRS情報)の自動的情報交換などにより、国際的租税回避行為に対して、国民の関心が大きく高まっている。⇒国際戦略トータルプランの各取組を推進し、課税上問題がある場合には、積極的に調査等を実施するなど適切に対処していく



注1 CRS…Common Reporting Standard, 共通報告基準の略

注2 BEPS…Base Erosion and Profit Shifting, 税源浸食と利益移転の略

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## (2) 情報リソースの充実（情報収集・活用の強化）

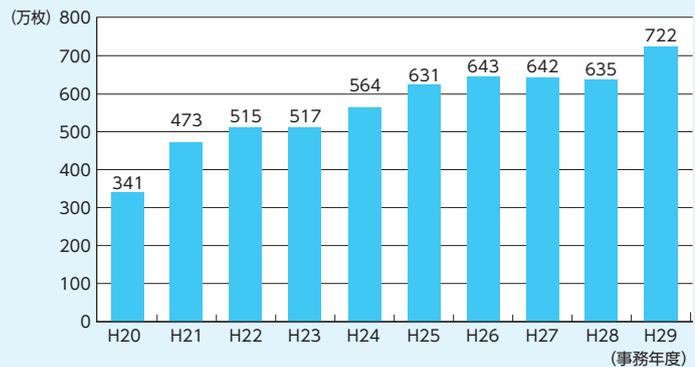
### ～ 海外取引・国外財産を的確に把握 ～

国税庁では、国境を越えた経済活動から生じる所得を捕捉し、適正な課税を実現するために、次の制度を活用しています。

#### イ 国外送金等調書

国外への送金及び国外から受領した送金の金額が100万円を超えるものについて、送金者及び受金者の氏名・住所、取引金額、マイナンバー・法人番号などを記載した調書を、送金等を行った金融機関が税務署に提出するものです（平成10年4月施行）。

■ 国外送金等調書の提出枚数

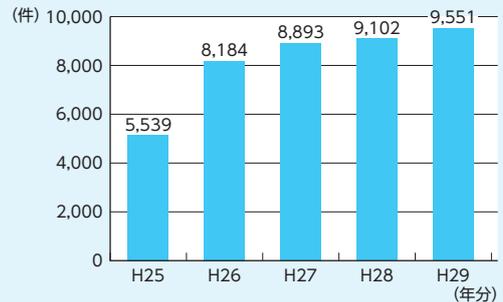


平成21年4月より、提出基準が200万円超から100万円超に引き下げられています。

#### ロ 国外財産調書

その年の12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方が、その国外財産の種類、数量、価額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです（平成26年1月施行）。

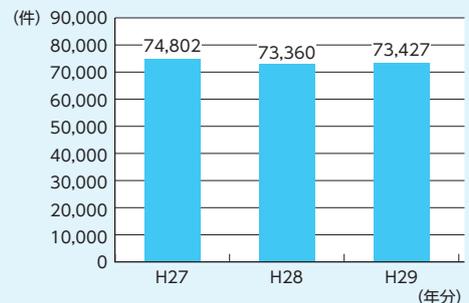
■ 国外財産調書の提出件数



#### ハ 財産債務調書

その年の所得が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において価額の合計額が3億円以上の財産又は価額の合計額が1億円以上の有価証券等（国外転出時課税の対象となる財産）を有する方が、財産の種類、数量、価額や債務の金額、マイナンバーなどを記載した調書をその翌年の3月15日までに税務署に提出するものです（平成28年1月施行）。

■ 財産債務調書の提出件数



## 二 租税条約等に基づく情報交換

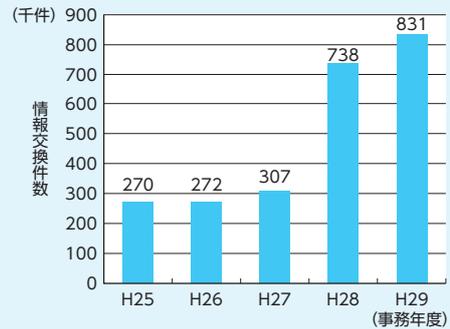
海外取引に関しては、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できないことがあります。そのような場合には、二国間の租税条約や多数国間の税務行政執行共助条約などに基づき、外国税務当局と情報交換を実施し、適正・公平な課税に必要な情報を国外から入手することが可能となっています。近年、この情報交換ネットワークの拡充が図られており、平成31年4月現在、74の租税条約等<sup>1</sup>(129か国・地域)が発効しており、年間数十万件の情報交換を行っています。

## ホ 共通報告基準(CRS)による非居住者の金融口座情報の自動的情報交換

外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避に対処するため、平成26年にOECDにおいて、非居住者の金融口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である「共通報告基準(CRS)」が策定されました。この基準により、各国の税務当局は①自国に所在する金融機関から非居住者が保有する口座に関する情報(氏名・住所、口座残高等)の報告を受け、②租税条約等に基づきその非居住者の居住地国の税務当局にその情報を提供することとなっています。現在、100以上の国・地域の税務当局が、共通報告基準に従って非居住者の金融口座情報の自動的情報交換を開始することを約束しています。

我が国も、平成30年から諸外国の税務当局との交換を開始しており、平成30年10月末時点において、58か国・地域の税務当局に約9万件の金融口座情報を提供する一方、64か国・地域の税務当局から約55万件の金融口座情報を入手しました。国税庁としては、諸外国から提供を受けた情報を、海外にある金融資産及びそこから生じる所得の把握や、課税上問題のある海外取引の把握や解明などに活用していきます。

■ 情報交換件数の推移



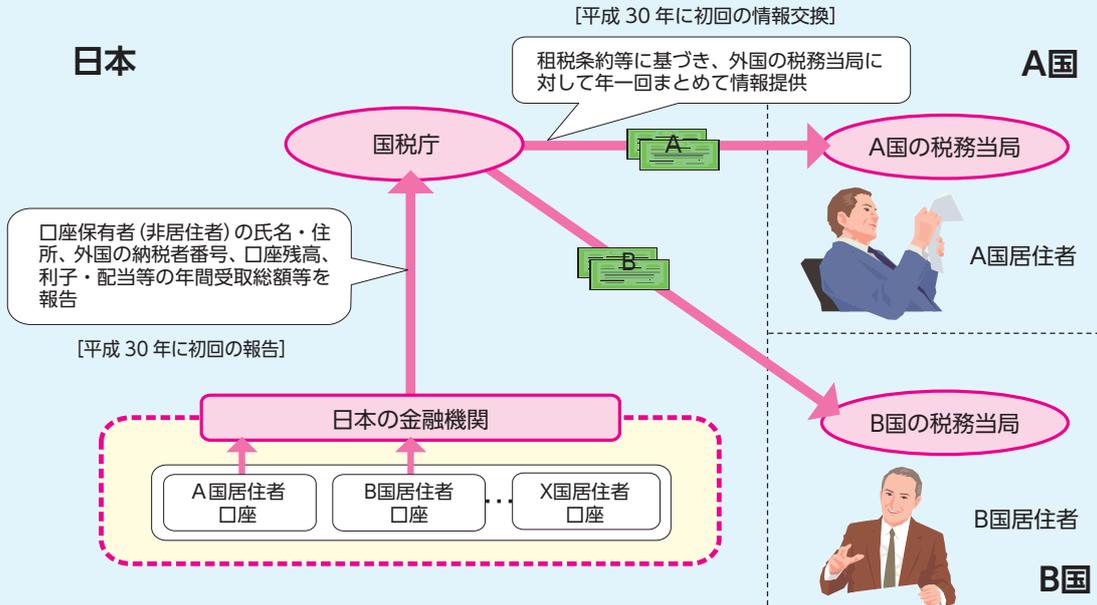
※ 情報交換件数は、各事務年度に収受した件数と発送した件数を合計したものです。

1 ここで租税条約等とは、租税条約、情報交換協定、税務行政執行共助条約及び日台民間租税取決めをいいます。

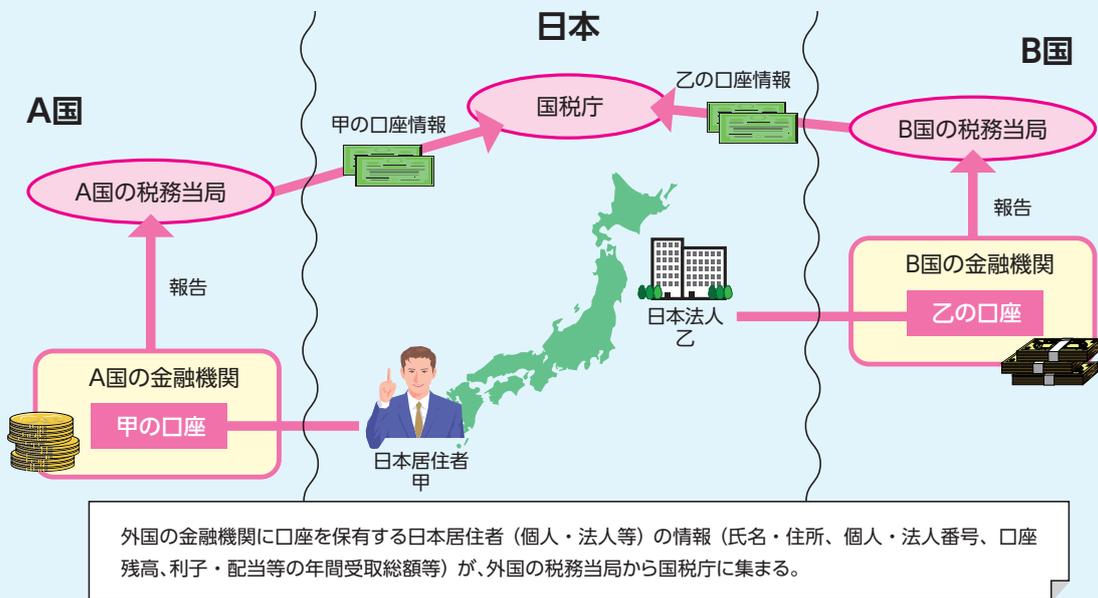
# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## ■ CRSによる非居住者の金融口座情報の自動的情報交換のイメージ

### 日本から外国への情報提供



### 外国から日本への情報提供



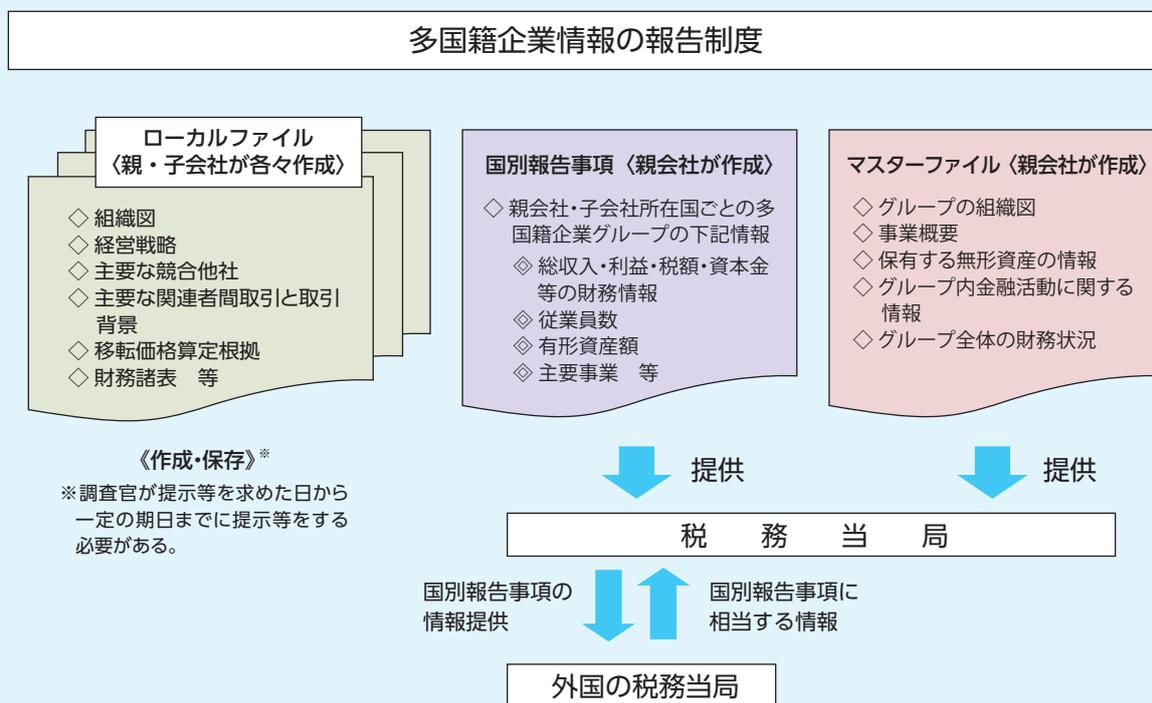
## 多国籍企業情報の報告制度

多国籍企業のグローバルな活動・納税実態を把握するため、平成28年度税制改正において、①多国籍企業グループの国ごとの活動状況に関する情報（「国別報告事項」）、②多国籍企業グループのグローバルな事業活動の全体像に関する情報（「事業概況報告事項（マスターファイル）」）及び③国外の関連企業との取引における独立企業間価格（第三者間の取引価格）を算定するための詳細な情報（「ローカルファイル」）を税務署に提供（又は作成・保存）することが一部の法人に義務付けられました<sup>1</sup>。

このうち、国別報告事項は、各国が租税条約等の自動的情報交換に基づき、多国籍企業グループの国外関連企業の居住地国にある税務当局に提供することとなっており、我が国では、平成30年10月末時点において、29か国・地域の税務当局から約550件の情報を入手する一方、39か国・地域の税務当局に約600件の情報を提供しました。

また、ローカルファイルは、国外の関連企業との取引金額が一定以上の法人が確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存しなければならないこととされており、調査官が提示又は提出を求めた日から一定の期日までに提示又は提出する必要があります（平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用）。

### 多国籍企業情報の報告制度のイメージ



<sup>1</sup> 直前の会計年度における総収入金額1,000億円以上の多国籍企業グループの最終親会社は、その親会社の会計年度の終了の日の翌日から1年以内に、国別報告事項及びマスターファイルをe-Taxにより提供することとされました（平成28（2016）年4月1日以後に開始する会計年度から適用）。

# Ⅲ 適正・公平な課税・徴収

## (3) 調査マンパワーの充実(執行体制の整備・拡充)

### ～ 専門部署・プロジェクトチームの設置 ～

国税庁では、複雑・多様化する海外取引及び国際的租税回避に対応するため、国際課税に関する調査を専門的に行う部署を設置しています。

また、平成26事務年度より、富裕層に関する情報収集を更に強化する観点から、東京、大阪及び名古屋の各国税局に重点管理富裕層プロジェクトチームを設置し、富裕層の中でも特に多額の資産を保有していると認められる納税者について、その関係者や主宰法人、関連する法人を管理対象者グループとして一体的に管理して、情報の収集・分析を行っています。

平成29年7月からは、このプロジェクトチームを全ての国税局に設置し、全国で同様の取組を実施しています。

## (4) グローバルネットワークの強化(外国当局との連携等)

### ～ 外国当局との連携の強化 ～

国境を越えた経済活動がますます活発化するなか、適正・公平な課税を確保するためには外国税務当局との協調が不可欠となっており、国税庁は、外国税務当局との連携の強化に努めています。

## イ 国際的な枠組みへの参画

### (イ) 国際合意の形成と履行

BEPSプロジェクトは、多国籍企業が各国国内法の間はずれ等を利用することで、課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行っている問題に対処するため、OECDにおいて平成24年に立ち上げられたものです。このプロジェクトにおける議論にはOECD非加盟国のG20メンバーも参加し、平成27年10月に最終報告書が公表されています。

最終報告書では、国際課税ルール全体を見直すことにより、多国籍企業による国際的租税回避に対処し、また、各国政府の制度及び多国籍企業の活動等に関する透明性の向上を図るための、様々な勧告がなされており、国税庁は、その勧告内容の適切な実施に取り組んでいます。

### ■ BEPSプロジェクトにおいて議論された15の行動

行動1：電子経済の課税上の課題への対処	行動2：ハイブリッド・ミスマッチ取極めの効果の無効化
行動3：外国子会社合算税制の強化	行動4：利子控除制限ルール
行動5：有害税制への対抗	行動6：租税条約の濫用防止
行動7：恒久的施設(PE)認定の人為的回避の防止	行動8：無形資産取引に係る移転価格ルール
行動9：リスクと資本に係る移転価格ルール	行動10：他の租税回避の可能性の高い取引に係る移転価格ルール
行動11：BEPSの規模・経済的効果の分析方法の策定	行動12：義務の開示制度
行動13：多国籍企業の企業情報の文書化	行動14：相互協議の効果的实施
行動15：多数国間協定の策定	

## □ OECD等における取組への参画

BEPSプロジェクトの最終報告書の勧告は、新興国・開発途上国を含め、多数の国・地域により実施される必要があることから、平成28年に「BEPS包摂的枠組み」(Inclusive Framework on BEPS)が組織されました。平成31年4月現在、我が国を含む129か国・地域が「BEPS包摂的枠組み」に参加しており、勧告内容の実施状況に関する相互審査などを実施しています。また、令和2年に予定されている、勧告内容の見直しに関する議論も行われています。

また、租税条約等に基づく情報交換については、154か国・地域が参加する「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム」において各国・地域の法制と執行について相互審査が行われています。

なお、「OECD税務長官会議」における「情報共有と協働のための合同国際タスクフォース」(JITSIC: Joint International Taskforce on Shared Intelligence and Collaboration)では、国際的な租税回避等の各国共通の課題について、各国が情報を共有し協働することを目的とした取組が行われています。

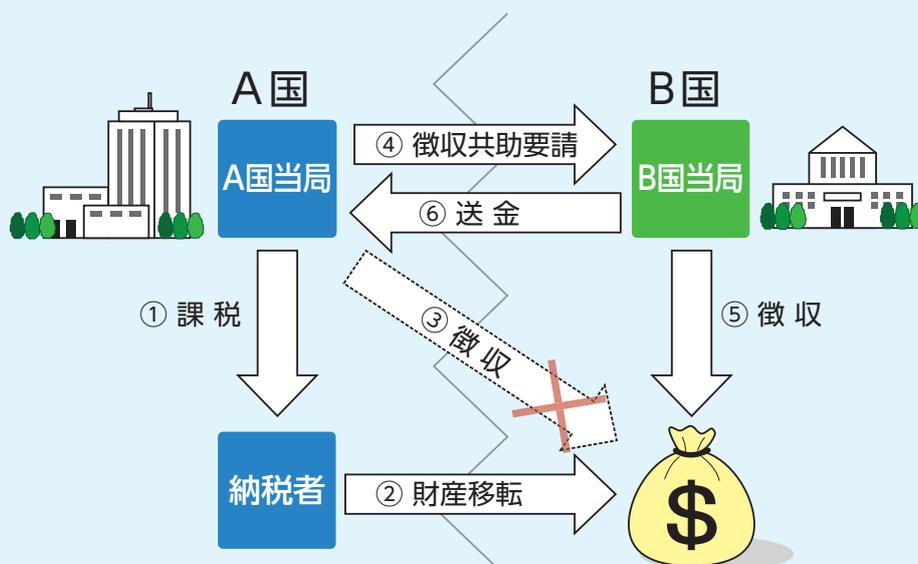
国税庁は、こうした取組や議論に積極的に参画しています。

## □ 徴収共助制度の活用

海外への財産の移転などによる租税の徴収の回避に対しては、租税債権の徴収において、租税を徴収するための権限は自国の領域外で行使することができないという制約(執行管轄権)がある中で、租税条約に基づき、各国の税務当局が協力して互いに相手国の租税を徴収する「徴収共助」の枠組みにより対処することができます。

我が国においては、平成25年10月に発効した税務行政執行共助条約<sup>1</sup>などに基づく徴収共助の制度を積極的に活用して、国際的な租税の徴収に取り組むこととしています。

### ■ 徴収共助の仕組み



<sup>1</sup> 租税に関する情報の交換、徴収、文書の送達を相互に支援することを定めた多国間条約であり、我が国を含め96か国において発効しています(令和元年5月1日現在)。

## 八 相互協議の促進

国税庁では、移転価格課税などによる国際的な二重課税について納税者の申立てを受けた場合、租税条約等に基づき外国税務当局との相互協議<sup>1</sup>を実施してその解決を図っています。また、納税者の予測可能性を高め、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、事前確認<sup>2</sup>に係る相互協議も実施しています。

平成29事務年度における相互協議事案の発生件数は206件、処理件数は166件であり、翌事務年度への繰越件数は496件でした<sup>3</sup>。発生件数のうち、事前確認に係るものが約8割、移転価格課税その他に係るものが約2割を占めています。

国税庁では、相互協議事案の適切・迅速な解決に向け、要員の確保など体制の充実を図るとともに、各国税務当局との連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組んでいます<sup>4</sup>。また、新興国に対しては技術協力の積極的な実施により、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、相互協議における事案処理が促進されるよう、相互協議の手續や進め方に関する知識やベストプラクティスなども共有しています。

■ 相互協議事案の発生・処理件数に係る推移



※ 発生件数は、納税者からの相互協議の申立て又は相手国税務当局からの相互協議の申入れがあった件数です。

1 「相互協議」とは、租税条約等に基づき、国際的な二重課税が移転価格課税などにより生じた場合、又は生じると納税者が考える場合などにおいて、国税庁が納税者の申立てを受けて租税条約相手国・地域の税務当局との間で協議を行う手續です。  
 2 移転価格税制に係る事前確認は、納税者の申出に基づき国外の関連企業との取引に係る独立企業間価格の算定方法等について税務当局が事前に確認するものです。  
 3 我が国では、63の租税条約（適用対象は74か国・地域）において相互協議に関する規定が置かれており、このうち26か国・地域と相互協議が行われています（平成30年6月末現在）。  
 4 相互協議の担当者数は、平成20事務年度には23名でしたが、平成30（2018）事務年度は44名まで増加しています。また、平成29事務年度の協議回数・日数は39回・144日でした。

## (5) 富裕層や海外取引のある企業への対応等

### ～ 富裕層や海外取引のある企業に対して積極的に調査 ～

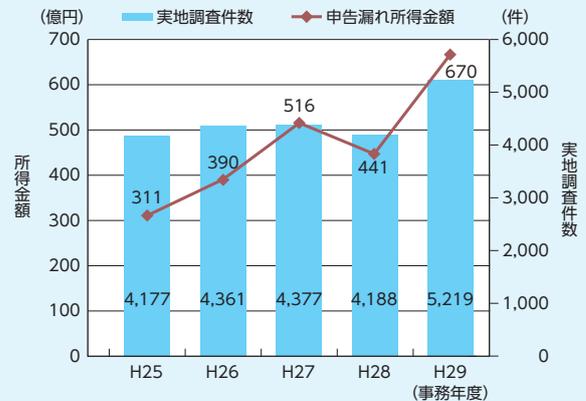
社会経済の国際化に伴い、海外投資を行う富裕層や海外取引を行う企業が増えてきています。

海外投資や海外取引を行う場合、その投資、取引の相手先が国外にあり、容易に内容の確認をできないといった特殊性があります。その特殊性を利用して、海外子会社の出資者を偽ることにより、外国子会社合算税制の適用による課税を回避したり、取引金額を改ざんすることにより不正に所得金額を圧縮するなどの事例が把握されています。

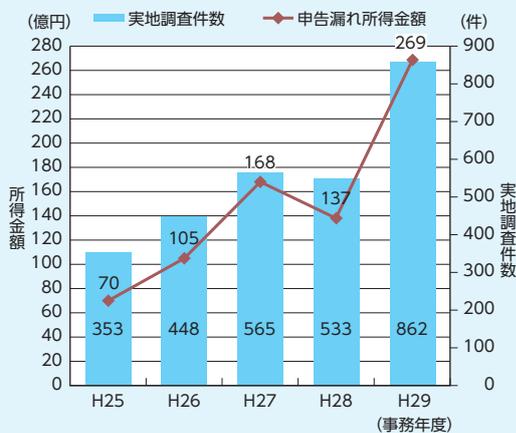
また、各国の税制の違いを利用して、グループ全体における税負担を軽減する国際的な租税回避スキームもあり、これらの問題について、厳正に対応していく必要があります。

このため、国税庁では富裕層や海外取引のある企業への対応を重点課題として掲げ、積極的に調査を実施しています。

#### ■ 富裕層に係る調査実績



#### ■ 海外投資などを行っている富裕層に係る調査実績



#### ■ 海外取引法人等に係る法人税調査実績



### ～ 移転価格税制の適正かつ円滑な執行のための環境整備 ～

企業活動の国際化の進展に伴い、移転価格税制<sup>1</sup>の適用対象となる取引が増加するとともに、取引の内容も複雑化している中、国税庁では、納税者の予測可能性を高めるため、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針を改正するなど、制度の運用に関する執行方針や適用基準を公表しています。また、移転価格税制に係る事前確認については、納税者の予測可能性・法的安定性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行に資するものであること等を踏まえ、納税者が事前確認を円滑に利用できる環境を整えています。

<sup>1</sup> 我が国企業が国外の関連企業と取引をするに当たって、その取引価格が第三者間の取引価格(これを「独立企業間価格」と呼んでいます。)と異なることにより、我が国企業の課税所得が減少している場合に、その取引が独立企業間価格で行われたとみなして、所得を計算し直す制度です。

## 4 各国税務当局との協力

### (1) 開発途上国に対する技術協力

#### ～ アジア諸国を中心とした開発途上国への技術協力 ～

国税庁では、独立行政法人国際協力機構(JICA)の技術協力の枠組みなどの下、開発途上国の税務行政の改善、日本の税務行政に対する理解を深めてもらうことなどを目的に、アジア諸国を中心として、開発途上国に対する技術協力を積極的に取り組んでいます。



国際税務行政セミナー

## 技術協力の概要

### 1 開発途上国への職員派遣

開発途上国の税務当局の要望を踏まえ、国際課税、徴収事務、納税者サービスなどの分野について、職員を講師として派遣しています。平成30年度は、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスへ派遣し、講義などを行いました。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」としても職員を派遣しています。平成30年度は、インドネシア、カンボジア、ベトナム、ミャンマー、ラオスで職員が活動しました。

### 2 国内研修の実施

#### (1) 国際税務行政セミナー (ISTAX)

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般について講義などを行っています。この研修には、中堅職員を対象とした一般コースと幹部職員を対象とした上級コースがあり、平成30年度は両コースあわせて、17か国から23名が参加しました。

#### (2) 国別税務行政研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、それぞれの国からの要望に沿った講義などを行っています。平成30年度は、カンボジア、中国、ベトナム、ミャンマー、モンゴル、ラオスのそれぞれに対して実施しました(計86名が参加)。

### (3) アジア国際課税研修

アジア諸国の税務職員を対象とした研修であり、「国際課税」に関する講義を中心に行っています。平成30年度は5か国(カンボジア、スリランカ、ベトナム、モンゴル、ラオス)から7名が参加しました。

### (4) 国税庁実務研修

世界銀行などの奨学金制度を利用し、日本の大学院(修士課程)に留学している開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般に関する講義などを行っています。平成30年度は、慶應義塾大学、横浜国立大学、政策研究大学院大学及び一橋大学の各大学院に在籍している留学生17名が参加しました。

## ■ 受入研修の実施状況

(単位：国、人)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
国際税務行政セミナー(ISTAX) (一般コース)	国数	17	16	15	15	14
	人数	17	16	15	15	14
国際税務行政セミナー(ISTAX) (上級コース)	国数	13	9	8	9	9
	人数	13	9	10	9	9
国別税務行政研修	国数	6	3	4	4	6
	人数	111	56	96	79	86
アジア国際課税研修	国数	6	6	7	6	5
	人数	12	8	11	12	7
国税庁実務研修	国数	13	14	9	11	11
	人数	17	18	15	15	17

## コラム9 OECDアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミーの開講

近年、各国で国際的な租税・金融犯罪が問題となっており、こうした犯罪に各国が協力して対処する必要性が高まっています。そのため、OECDが中心となり、租税犯罪調査官等を対象にした「OECD租税・金融犯罪調査アカデミー」（以下「アカデミー」といいます。）を各地域で実施していくこととなりました。平成25年に欧州のイタリア、平成29年にアフリカのケニア、平成30年に南米のアルゼンチンにおいて、それぞれアカデミーが開講し、租税犯罪・収賄罪・マネーロンダリングなどの捜査手法、各国間の国際協力などに関する研修が始まりました。

こうした状況を踏まえ、国税庁は、OECDと連携しながら、アジア・太平洋地域の国々を主な対象とするアカデミーを令和元年5月に開講しました。国税庁は、今後もOECDと協力してアカデミーを定期的の実施し、調査技術の向上、国際的な協力関係の構築に貢献します。



OECDアジア大洋州租税・金融犯罪調査アカデミー

## (2) 国際会議への参加

### ～ 国際課税の問題解決に向けた各国間の協力 ～

各国税務当局間での協力や経験の共有を図るため、国税庁では、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合などの国際会議に積極的に参加しています。

#### イ OECD税務長官会議

OECD税務長官会議は、OECD加盟36か国及び非加盟17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政の幅広い分野にわたって各国の知見・経験の共有等を行う場です。平成31年3月には、チリ（サンティアゴ）で第12回会合が開催され、税務コンプライアンス向上のための取組等について意見交換が行われました。

#### ロ アジア税務長官会合

アジア税務長官会合は、アジア太平洋地域における17か国・地域の税務当局の長官クラスが参加し、域内の協力と知見の共有を図るための議論を行う場です。平成30年11月には、中国（杭州）で第48回会合が開催され、納税環境の改善や税務職員の能力向上等について意見交換が行われました。